

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	株式会社グルメ杵屋
【英訳名】	GOURMET KINEYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 椋本 充士
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	経理・システム部門担当執行役 寺岡 成晃
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	経理・システム部門担当執行役 寺岡 成晃
【縦覧に供する場所】	株式会社グルメ杵屋東京本部 (東京都港区浜松町二丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月23日に開催された当社第55期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日  
2021年6月23日

(2)議決権状況

議決権を有する株主数	11,098名
総議決権個数	225,648個

(3)当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、経営の執行と監督の分離を行い、執行役による迅速な意思決定を可能にするとともに経営の透明性を確保し、より高いコーポレートガバナンスの確立を目指すため、指名委員会等設置会社に移行するため、各委員会及び執行役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第29条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役に椋本充士氏、藤本昌信氏、寺岡成晃氏、クレムソン ツァイ氏、村上剛志氏、田中綾氏、小島幸保氏、澤井恵氏、木村元泰氏の9名を選任するものであります。

第3号議案 補欠取締役1名選任の件

補欠取締役に稲田正毅氏を選任するものであります。

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	157,815	5,188	-	(注)1	可決 96.82
第2号議案					
棕本 充士	144,481	18,534	-	(注)2	可決 88.63
藤本 昌信	158,938	4,077	-		可決 97.50
寺岡 成晃	146,770	16,245	-		可決 90.03
クレムソン ツァイ	159,006	4,009	-		可決 97.54
村上 剛志	158,804	4,211	-		可決 97.42
田中 綾	141,095	21,920	-		可決 86.55
小島 幸保	159,027	3,988	-		可決 97.55
澤井 恵	158,981	4,034	-		可決 97.53
木村 元泰	159,085	3,930	-		可決 97.59
第3号議案	144,101	18,894	-	(注)2	可決 88.41

(注)1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上